

○糸魚川市親不知ピアパーク条例

平成22年12月17日

条例第37号

糸魚川市親不知ピアパーク施設条例（平成17年糸魚川市条例第118号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 郷土の豊かな自然と歴史及び文化に触れる憩いの場を提供し、市民と都市住民等との交流による地域振興に資するため、糸魚川市親不知ピアパーク（以下「ピアパーク」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 ピアパークの各施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
多目的広場	糸魚川市大字外波903番地1
レストピア	
おさかなセンター	
いさり 漁火	
ひすい 翡翠ふるさと館	
ふるさと体験館	
親不知交流センター	糸魚川市大字外波106番地

（入場の制限）

第3条 市長は、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入場が不適当と認められる者に対しては、ピアパークの各施設への入場を拒み、又はピアパークの各施設からの退場を命ずることができる。

（利用の許可及び取消し等）

第4条 ひすい翡翠ふるさと館、ふるさと体験館及び親不知交流センター（以下「交流施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、交流施設の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流施設の利用を許可しない。
- (1) 利用の目的及び内容が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 施設、附帯設備及び備品等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が許可し難い理由があると認めるとき。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用条件の変更若しくは利用の停止又は許可の取消しをすることができる。
- (1) この条例、この条例に基づく規則又は市長が指示した事項に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
 - (3) 公益上必要があると認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
- 5 交流施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が前項の規定により損害を受けた場合であっても、市長は、その補償の責任を負わない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第5条 利用者は、利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（行為の制限）

第6条 ピアパークの各施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用の目的及び内容が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める行為
- (2) 施設、附帯設備及び備品等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認める行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ピアパークの各施設の管理上支障があると認める行為

（使用料）

（使用料）

第7条 利用者は、市長に対し別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、同表に規定する翡翠^{ひすい}ふるさと館の使用料については、当分の間、免除するものとする。

（使用料の不還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。

- (2) 市長が公益上の理由で利用等を取り消したとき。
- (3) 利用者が利用開始前に利用許可の取消し又は変更の申出をし、市長がこれを承認したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(原状回復)

第9条 利用者は、交流施設の利用を終了したとき、又は第4条第4項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに利用した施設、附帯設備及び備品等を原状に回復しなければならない。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、利用者に代わってこれを行い、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により施設、附帯設備及び備品等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、ピアパークの各施設の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續等)

第12条 指定管理者の指定に係る手續等は、糸魚川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年糸魚川市条例第225号）によるものとする。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 前条により指定管理者の指定を受けた施設（以下「指定管理施設」という。）の維持管理（大規模修繕を除く。）に関する業務
- (2) 指定管理施設のうち、利用者が利用に際し許可等が必要な施設の利用の許可等に関する業務
- (3) 指定管理施設のうち、利用者が利用に際し許可等が必要な施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理施設の運営に関し、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第14条 利用者は、指定管理施設を利用する場合は、第7条の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、別表に定める額の範囲内において、利用料金を定める。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

5 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者への適用)

第15条 ピアパークの各施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条、第4条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理者が指定管理施設の管理に関する業務を開始する場合において、当該指定管理者が当該業務を開始する日前に、指定管理施設に関し当該指定管理者以外の者に対して行われた申請等又は当該指定管理者以外の者が行った処分等は、当該指定管理者に対して行われた申請等又は当該指定管理者が行った処分等とみなす。

附 則 (平成25年3月25日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月18日条例第14号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第65号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

1 ^{ひすい}翡翠ふるさと館

利用区分		使用料		摘要
		単位	金額（円）	
展示室	個人	1回	300	中学生以上
	団体20名以上	1人につき	250	

2 ふるさと体験館

利用区分		使用料		摘要
		単位	金額（円）	
体験研究室	1室	1時間当たり	1,050	
		1日当たり	6,820	
ダイビングス クール室	1室	1時間当たり	1,050	
		1日当たり	6,820	
遊戯広場	バッテリーカー	1回	200	

3 親不知交流センター

利用区分				使用料		摘要	
				単位	金額（円）		
宿泊	大人（中学生以上。以下同じ。）			1人1泊（食事なし）	5,090		
	小人（小学生。以下同じ。）				4,200		
	幼児（3歳以上の未就学者。以下同じ。）				2,100		
日帰り	休憩	宿泊室	和室（24畳）	1室	6,300	3時間を超える場合は、1時間ごとに2,100円を加算する。	
			和室（8畳）		2,100		3時間を超える場合は、1時間ごとに1,050円を加算する。
			洋室				
	入浴料	個人	大人	1人1回	310		
			小人	1人1回	150		
		回数券	大人	12回分	3,100		
			小人	12回分	1,500		
		会員券	大人	1人1月分	5,250		
			小人		2,500		
		家族券		1家族1月分	8,400		
	交流展示室			1室	2,620	3時間を超える場合は、1時間ごとに1,050円を加算する。	
厨房			1回	1,050			

備考

- 1 超過時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなして計算する。
- 2 営利を目的とする利用の場合は、使用料を3倍とする。
- 3 営利とは、営利を目的とする映画、演劇、演奏、演芸、講話及びこれらに類す

るものの利用の場合又は商品の宣伝若しくは販売の利用の場合をいい、入場料、会費等のいずれの名義であるかを問わず、参加者等から金銭を徴収する場合をいう。

4 前3項に掲げるもののほか、特に必要があると認めるときは、その都度別に定める。

5 4月28日から5月6日まで及び8月12日から同月16日までの期間中並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日及び土曜日については、宿泊使用料に1,050円を加算することができる。

6 前項の規定にかかわらず、12月31日から翌年1月3日までの期間中については、宿泊使用料に2,100円を加算することができる。

7 「小学生」とは、小学校及び特別支援学校小学部の児童並びにこれらに準ずる者をいう。

8 「中学生」とは、中学校及び特別支援学校中学部の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。